

令和7年度

静岡市学生寮のご案内

静岡市教育委員会

静岡市学生寮の概要

1 施設概要

名 称	静岡市学生寮
所在地	静岡市葵区平和二丁目6番30号
定 員	20人（男子10名 女子10名）
構造等	鉄骨造3階建（20室） ※平成12年3月改築

この寮は、静岡市内の中山間地域に住所を有する全日制高等学校の生徒で、自宅からの通学が困難な方を対象に設置された施設です。

2 費 用

主な費用は次のとおりです。なお、金額は令和7年7月1日現在のものであり、定期的に改定を行います。

<使用料>	公共施設（学生寮）の利用に係る費用 月額 12,000円（保護者が静岡市内に住所を有する場合） 月額 18,000円（上記以外）
<給食代>	給食に係る費用 朝食 335円 昼食（弁当） 447円 夕食 559円 ※喫食数を月締めで計算し、学生寮給食会が各入寮者あてに徴収します。
<保護者会 会費>	入寮生のための行事（歓迎会など）のための費用 年額6,500円程度（未定）

3 使用料の減額又は免除

次の項目に該当する場合は、「学生寮使用料減額・免除承認申請書（様式第3号）」を教育委員会へ提出し、使用料の減免を申請することができます。

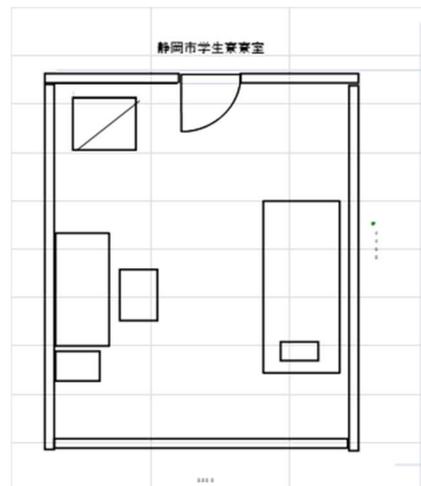
- (1) 不慮の災害などにより、使用料の納付が困難となった場合
- (2) 生活保護法の規定による保護を受けている家庭
- (3) その他特に必要があると市長が認める場合

4 入寮に必要な手続

「申請から入寮までの流れ」（4～5頁）をご覧ください。

5 部屋（居室）

- ・ 衛生環境の保全のため、1人で1部屋を使います。
- ・ 机、いす、ロッカー及びベッドは部屋にあります。
- ・ 空調設備は設置されています。



6 食 事

- ・ 栄養士が献立を作成、専任の調理員が月～金曜日の3食を用意します。
- ・ 土曜日、日曜日及び祝日の食事はありません。
- ・ 昼食は弁当を用意します。食中毒予防のため、**保温機能付の弁当箱**を各自ご用意ください。
- ・ 毎月、翌月分の食事予定表を舎監の指定する日までに提出してください。
- ・ 欠食の届け出は、欠食する3日前までに舎監に届け出てください。

7 洗 濯

- ・ 寮内に備え付けの洗濯機及び乾燥機を利用できます。
- ・ 洗濯は各自でお願いします。
- ・ 洗濯物は、洗濯機や乾燥機の中に置いたままにしないでください。

8 門 限

- ・ 寮の門限は午後10時です。

9 入 浴

- ・ 寮内の浴室（男女別）を利用できます。
- ・ 入浴時間は、午後7時00分から午後10時30分までです。

10 施設の利用

- ・ 電気・ガス・水道等を利用する時は、省エネに心掛けてください。
- ・ 施設の備品等は、大切に取扱ってください。

11 その他

- 自習室は、午後11時（消灯時間）まで利用できます。延長して勉強したい場合は、舎監に申し出てください。
- 長期休業期間、土曜日、日曜日及び連続する休日は、原則として閉寮します。ただし、学校行事、部活動などの理由によりやむを得ず宿泊する者は、舎監に申し出て許可を受けてください。自宅以外の場所に外泊しようとするときは、外泊届を舎監に提出し確認を受けてください。
- 退寮するときは、退寮月の前月の末日までに静岡市教育委員会（舎監・学校教育課）に申し出てください。

12 入寮時に用意するもの

- (1) 寝具（布団、毛布、枕など）、衣類、スリッパ（室内履き用）
- (2) 石けん、シャンプー、洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉、洗面器など）
- (3) 洗濯カゴ、洗濯用の洗剤及び衣類ハンガー等
- (4) 保温機能付弁当箱（昼食用）
- (5) 電気スタンド（学習机用）
- (6) ゴミ箱及び雑巾 ※掃除用具は寮にあります。
- (7) 保険証
- (8) その他（常備薬）など

※居室のスペースには限りがあるので、持ち込みは必要最小限にしてください。

申請から入寮までの流れ

1 利用許可の申請

静岡市学生寮条例及び静岡市学生寮条例施行規則の規定により、学生寮に入寮しようとする方は、利用許可の申請が必要となります。

高等学校への入学に際し、学生寮への入寮を希望される方で、次のいずれかの学区内に住居があり、かつ当該学区内の市立中学校へ通学していれば、毎年12月頃、中学校を通じて入寮希望調査があります。また、その後も中学校が窓口となり、提出書類の取りまとめを行います。

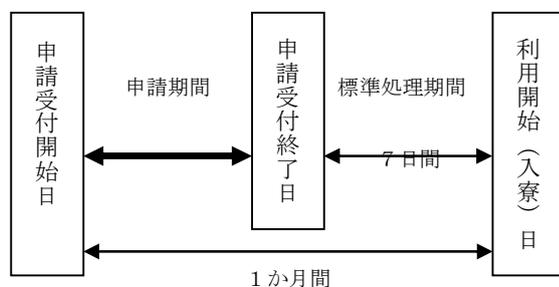
<該当学区>

大河内小学校	梅ヶ島小学校	玉川小学校	井川小学校
旧峰山小学校	大川小学校	清水宍原小学校	清水両河内小学校

2 申請の時期

学生寮の利用を開始しようとする日（以下「利用開始日」という。）の1か月前に当たる日から利用開始日の8日前までの間

例：令和7年10月1日に利用を開始（入寮）したい場合は、令和7年9月1日から令和7年9月23日までの間に申請します。



3 申請に必要な書類

- (1) 利用許可申請書（様式第1号）
- (2) 個人調書
- (3) 調査書（申請時に通学している学校長による調査書）
- (4) 誓約書
- (5) 申請時に通学している高等学校の学生証の写し（新入学時以外の入寮の場合）

4 申請の受理から処分（許可又は不許可）まで

申請の受理後、寮長（静岡市教育委員会事務局教育局学校教育課長）による面接を行います。面接には入寮希望者と保護者が一緒に参加していただきます。

(1) 書類選考 及び (2) 面接審査 により総合的に判断し、許可又は不許可の処分を決定します。

許可の処分が決定されると、入寮希望者あてに静岡市教育委員会から学生寮利用許可書（様式第2号）が送付されます。

5 許可されてから入寮まで

この期間に、寮生活に必要なものを準備してください。

また、自宅での生活と異なり、様々な面で制約が多くなる集団生活に向けての心構えも必要です。

寮生は、各自、入寮時に配布される寮生活の資料に目を通し、理解しておきましょう。

よくある質問と答え

Q.1 学生寮の施設について教えてください。

- A.1 構造等： 鉄骨造3階建・20室
- 居住施設： 2階（男子）10室（1室1名収容） 各室：14.52㎡ 約8畳
3階（女子）10室（1室1名収容） 各室：14.52㎡ 約8畳
※空調設備 有
- 共有施設： 1階 食堂・交流スペース・自習室（男女各1室）※空調設備 有
浴室（男女各1）、トイレ（男女各1）、舎監室
2階 洗面所、洗濯スペース（洗濯機・乾燥機各4台）、トイレ
3階 洗面所、洗濯スペース（洗濯機・乾燥機各3台）、トイレ

Q.2 入寮希望者が定員より多い場合はどのようにしますか？

- A.2 入寮許可地域の生徒が優先となります。
- 入寮許可地域以外の入寮希望者は、居室に余裕がある場合に限り利用許可の申請を受付けます。応募者が受け入れ人数を上回った場合は、抽選を行ったうえで、書類審査及び面接審査を経て決定します。ただし、年度ごとに許可申請をすることとします。

Q.3 年度途中に入・退寮することはできますか？

- A.3 年度途中の入寮に関しては、入寮者数が定員に満たない等受入れ可能な場合は、随時、利用許可の申請を受付けて書類審査及び面接審査を行います。
- また、卒業を前にして退寮する場合には、「学生寮退寮願」を提出していただきます。
- なお、月の途中に入退寮した場合、当該月の使用料は、日割により算出します。

Q.4 土日や国民の祝日も学生寮で生活できますか？

A.4 金曜日又は国民の祝日前日に帰宅し、日曜日又は国民の祝日に帰寮します。ただし、学校行事、部活動などにより、やむを得ず土曜日、日曜日又は国民の祝日に宿泊を希望する場合は、事前に舎監に申し出て許可を得てください。

Q.5 夏休みなどの長期休業期間中に学生寮で生活できますか？

A.5 長期休業期間中は原則として帰宅しますが、部活動や補習等の学校行事のために登校する場合は、舎監に申し出て許可を得てください。ただし、完全閉寮期間については寮に滞在することはできません。

完全閉寮期間

4月～5月の国民の祝日

夏期：8月中旬（お盆休暇前後）

冬期：年末年始

春季：3月下旬～4月初旬

Q.6 食事の提供はありますか？

A.6 平日の月曜日から金曜日まで3食を用意します。土日や国民の祝日の食事はありません。原則、寮生は寮の食事をとっていただきます。

食材の調達及び給食の調理は、民間業者に委託しています。専属の栄養士がおり、衛生面や栄養面で十分な配慮を心がけています。

Q.7 消灯後、自習室の利用はできますか？

A.7 消灯時間（午後11時）後も自習室で勉強したい場合は、舎監に申し出てください。

Q.8 入寮生徒の生活指導や監督をする職員はいますか。また、寮ではどのように生活を送るのか教えてください。

A.8 寮生の安全を確保するとともに規律ある寮生活を維持していくために、3人の舎監が交代で勤務しています。寮内の日常生活は、寮則に定められた日課表に基づき生活していきます。基本的には自己管理による生活ですが、心配事などありましたら舎監に遠慮なく相談してください。

Q9 寮生活を送るために、どのような心構えが必要ですか？

A.9 集団生活ですので、寮則、寮生心得などを十分に理解し厳守することが求められます。同時に、掃除当番など、決められた役割分担をおろそかにしない規範意識が求められます。

Q10 自宅以外に外泊するときは、どのようにしたらいいですか？

A.10 自宅以外の場所に外泊する場合は、外泊届を舎監に提出し確認を受けてください。

Q11 現在の入寮者数を教えてください。

A.11 令和7年7月1日現在の入寮者数は次のとおりです。

区 分	1 年	2 年	3 年	計
男 子	1人	2人	2人	5人
女 子	1人	2人	2人	5人
計	2人	4人	4人	10人

※その他ご不明な点がございましたら、学校教育課 教育課程係（Tel054-354-2521）までお気軽にお問合せください。

静岡市学生寮 入寮許可基準

静岡市教育委員会事務局教育局
学校教育課

- 1 入寮を許可する者は、市内に住所を有する者の子弟で、その住居からの通学が困難な高等学校に在学中又は入学見込みの者の中から静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めたとする。

入寮許可地域は、原則として次のとおりとする。

大河内小学校区、梅ヶ島小学校区、井川小学校区、旧峰山小学校区、大川小学校区、清水穴原小学校区、清水両河内小学校区。

- 2 市内の高等学校に留学中又は留学見込みの外国人生徒について教育委員会が適当と認めたと場合は、入寮を許可することができる。
- 3 設備の整備状況等において余裕がある場合に限り、次の（１）又は（２）に該当する者について教育委員会が適当と認めたと場合は、入寮を許可することができる。ただし、入寮許可及び入寮の継続については、上記１に該当する者が優先するものとする。

（１）市内の高等学校に在学中で、保護者が転勤のため市外へ転出する者。

（２）市外に住所を有する者の子弟で、その住居からの通学が困難な高等学校に在学中又は入学見込みの者。ただし、寮生の急病や緊急時には、保護者又は保護者の代わりになる者が速やかに対応できることを入寮の条件とする。

なお、これらの者の入寮許可期間は１年間（年度途中からの入寮者は、その学年が終了するまでの期間）とし、次年度も継続して入寮を希望する場合は、改めて「学生寮利用許可申請書（様式第１号）」を教育委員会に提出し、寮長の審査を受けなくてはならない。審査の結果、教育委員会が適当と認めたと場合は、引き続き入寮できるものとする。

- 4 上記１、２及び３における高等学校については、定時制高等学校、専修学校、各種学校は除くものとする。
- 5 その他教育委員会が特に必要と認めたとした場合、入寮を許可することができる。

附 則

この基準は、平成31年3月22日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

静岡市学生寮 寮則

(目的)

第1条 この寮則は、静岡市学生寮（以下「寮」という。）の管理運営について必要な事項を定め、入寮者（以下「寮生」という。）の秩序ある生活を保つことを目的とする。

(寮生活)

第2条 寮生は、この寮則及び別に定める寮生心得を守り、寮長及び舎監の指示に従わなければならない。

(日課)

第3条 寮内の日常生活は、原則として別表の日課によるものとする。ただし、寮長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(外出)

第4条 寮生は、外出しようとするときは、舎監の許可を受けなければならない。ただし、登校についてはこの限りでない。

2 外出中緊急な要件などにより門限までに帰寮できない場合は、速やかに電話などの方法により舎監に連絡し、許可を受けなければならない。

(外泊)

第5条 寮生は、自宅以外の場所に外泊しようとするときは、外泊届（様式第1号）を舎監に提出し確認を受けなければならない。

2 前項により外泊した寮生は、帰寮後すみやかに外泊届（様式第1号）を舎監に提出し確認を受けなければならない。

(在、不在の表示)

第6条 寮生は、寮出入の際、寮玄関の名札により自己の在、不在を表示しなければならない。

(外来者)

第7条 保護者以外の外来者は、寮生と面会しようとする場合には、外来者受付簿（様式第2号）に記入し舎監の確認を受けなければならない。

2 保護者以外の外来者は、寮室に立ち入ることはできない。ただし、特別な理由により舎監の許可を得た場合は、この限りでない。

(食事)

第8条 寮生の食事は、原則として食堂を利用するものとする。

2 欠食しようとする者は、3日前までに舎監に届け出なければならない。

(学校の欠席)

第9条 寮生は、病気などにより学校を欠席する場合は、事前に学校へ連絡するとともに舎監に届け出なければならない。

(行事などの開催並びに文書の掲示及び配付)

第10条 寮生は、寮内において行事、集会などを開催する場合や文書の掲示、配付などを行うときは、舎監の許可を受けなければならない。

(クラブ活動)

第11条 寮生は、スポーツ、趣味などに関するクラブを結成しようとするときは、寮長の許可を受けなければならない。

(アルバイト)

第12条 家庭の事情等によりアルバイトをしようとするときは、必要に応じて学校の許可を受けた上で、アルバイト届出書(様式第3号)を寮長に提出しなければならない。

(寮室の管理)

第13条 寮生は、舎監が指定した寮室を許可なく移転することはできない。

2 寮生は、ラジオなど、音響機器の音量に注意し、他人の学習、寮生活を妨げてはならない。

3 消灯時刻以降は、他の寮室に出入りしてはならない。

4 寮室を不在にする場合は、必ず施錠し、外出するときは、舎監に鍵の保管を依頼しなければならない。

(所持品の管理)

第14条 寮生は、自己の責任において所持品を管理しなければならない。

2 寮生は、自己の所持品に氏名、番号などを記入し、常に整頓し、その所持を明らかにしておかなければならない。

(所持禁止の品物)

第15条 寮生は、引火性物質、危険物のほか他人に迷惑を及ぼすおそれのある品物を寮内において所持し、又は他より持ち込んで서는ならない。

(施設などの使用)

第16条 寮生は、寮の施設、設備及び備品の使用に当たっては、十分な注意を払い、常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(施設などの保全)

第17条 寮生は、寮の施設、設備及び備品を改造し又は損傷してはならない。

(清潔、整頓)

第18条 寮生は、常に寮内外を清掃し、清潔の保持と整理、整頓に努めなければならない。

(火気、電気器具の使用)

第19条 寮生は、舎監が認めたものを除き、寮室内で火気及び電気器具を使用してはならな

い。

(罹病など)

第20条 寮生が、罹病又は負傷したときは、本人又はこれを知り得た者は、すみやかに舎監に連絡し、その指示を受けなければならない。

(災害予防)

第21条 寮生は、各自責任を持って盗難、火災などに留意しなければならない。

2 寮生は、寮の内外において盗難、火災などの異常を発見したときは、直ちに舎監に報告し、その指示を受けなければならない。

(委任)

第22条 寮長は、特に必要と認めるときは、寮の使用を制限し、又は緩和することができる。

(閉寮日)

第23条 長期休業期間、土曜日、日曜日及び連続する休日は原則として閉寮とする。

ただし、学校行事、部活動などの理由によりやむをえず宿泊する者は、舎監に申し出て許可を受けなければならない。

(施行期日)

附 則

この寮則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この寮則は、令和6年11月18日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	月曜日～木曜日		金曜日	土日祝日
開 門	6時30分		6時30分	帰省
起 床	6時30分		6時30分	
食 事	朝	6時00分～7時30分	6時00分～7時30分	
	夕	17時30分～19時30分	帰省	
入 浴	19時00分～22時30分			
掃 除	21時00分～21時15分			
門 限	22時00分			
消 灯	23時00分			

静岡市学生寮 寮生心得

- 1 寮則をよく読み、確実に守ること。
- ※ 時刻、時間など、寮長及び舎監の指示を守ること。
- 2 寮則などに違反したり、寮内外での著しい反社会的行為（喫煙、飲酒などの非行）をしたりした場合は、寮生活を乱すものとして自主的に退寮すること。
- 3 自己の判断のみで行動せず、判断に困ったり、友人の言動に迷ったり、よくわからないことがあったら、ささいなことでも舎監に相談すること。
- 4 健康は自分で管理し、風邪などの病気でも早めに治療し、薬類が必要な時や医者にかかる場合は舎監に申し出ること。
- 5 食事は決められた時間内に食堂で取ること。保健及び衛生管理面を考慮し部屋には持ち込まないこと。
- 6 土、日曜日は閉寮のため帰宅し、家族との触れ合いを大切にする「家庭の日」とする。保護者は、平日も時折寮を訪れ、わが子と触れ合う機会を持つことが望ましい。
- 7 所持品は必要最低限度にとどめること。貴重品（現金など）は各自責任を持って管理すること。ポット（電気を使用しないもの）は可、**テレビ、コンロは禁止**。
- 8 共同生活のため、家庭では許されることでも、寮では制限される場合があることを心得、他人に迷惑を掛けないよう注意を払うこと。**遊具類、音響機器による騒音、学習時間中の他室への訪問は厳禁**。
- 9 寮の施設、備品などは大事に扱い、損傷させた場合は実費弁償とする。（保護者に連絡する。）
- 10 電気、水道、消耗品などの節約に努めること。
- 11 日課を守れない場合は、事前に舎監へ口頭、電話などで申し出た場合に限り考慮する。
- 12 異性の部屋には入室しないこと。
- 13 寮長が認めた場合を除き、外来者の入室は禁止する。

静岡市学生寮条例

平成15年4月1日

条例第268号

改正 平成16年12月22日条例第86号

改正 平成27年3月20日条例第55号

(設置)

第1条 静岡市は、高等学校の生徒でその住居から通学することが困難なものを入寮させるため、学生寮を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 学生寮の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
静岡市学生寮	静岡市葵区平和二丁目6番30号	51人

(利用の範囲)

第3条 静岡市学生寮（以下「学生寮」という。）を利用できる者は、高等学校に在学中の者又は入学見込みの者とする。

(利用の許可)

第4条 学生寮を利用しようとする者は、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学生寮の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 学生寮の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第6条 第4条第1項の規定により学生寮の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 月の途中において利用を開始し、又は利用を終わった者の使用料は、日割りにより計算する。

3 毎月の使用料は、毎月10日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、当該月分の使用料を納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、利用者は、使用料を前納することができる。

5 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、利用者の申請により使用料の延納を許可することができる。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、学生寮に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡などの禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、学生寮の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第4条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、利用を終えたとき、又は前条の規定により学生寮の利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 学生寮の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市学生寮条例(昭和47年静岡市条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第55号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	使用料(月額)
保護者が静岡市内に住所を有する者	12,000円
上記以外の者	18,000円

○静岡市学生寮条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第42号

改正 平成29年3月31日教委規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市学生寮条例(平成15年静岡市条例第268号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により学生寮の利用の許可を受けようとする者は、学生寮利用許可申請書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 教育長は、学生寮の利用を許可したときは、学生寮利用許可書(様式第2号)を交付する。

(申請事項の変更)

第4条 条例第4条第1項の規定により学生寮の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、第2条の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

(使用料減額又は免除の申請手続)

第5条 条例第7条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、学生寮使用料減額・免除承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、学生寮使用料減免通知書(様式第4号)を交付する。

(退寮の手続)

第6条 利用者は、第3条の学生寮利用許可書に記載された利用期間の中途において退寮しようとするときは、あらかじめ文書で教育長に申し出なければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学生寮の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市学生寮条例施行規則(昭和47年静岡市教育委員会規則第9号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月31日教委規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則(以下「新関係規則」という。)の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則(以下「旧関係規則」という。)の規定はなおその効力を有する。
- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

学生寮利用許可申請書

令和 年 月 日

（あて先） 静岡市教育長

住 所
申請者
氏 名

住 所
保護者
氏 名

静岡市学生寮条例第4条第1項の規定により、学生寮の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住 所			
	（ふりがな）		性 別	男・女
	氏 名			
	生 年 月 日	平成 年 月 日		
	在学又は入学する学校名	学校	科	学 年
	学校所在地			
保護者	住 所			
	氏 名			
	申請者との続柄			
利 用 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			

※受付 年月日	令和 年 月 日	※許可 年月日	令和 年 月 日	※許可 番号	第 号
------------	----------	------------	----------	-----------	-----

- (注) 1 ※欄には記入しないこと。
2 申請者氏名欄には、申請者が署名又は記名してください。
3 保護者氏名欄には、保護者が署名又は記名してください。

写真（4cm×3cm）
貼付欄

個人調書

(ふりがな)		男・女	平成 年 月 日生
氏名			
高等学校 ※未定の場合 は空欄と すること。	高等学校 科 ※括弧内は現在高校在学中の方のみ記入してください。 (年 組 担任 : 教諭)	中学校	中学校
(ふりがな)		続柄	
保護者			
住所	〒	電話	— —
(ふりがな)		続柄	
保護者の代わりになる者 ※市内在住者			
住所	〒	電話	— —
高校での 部活動 (予定)	部	帰寮時刻	通常 時頃
寮から高校までの 交通手段/所要時間	/ 約 分		
自宅付近の地図（北を上にして目印になるものを入れてください。）			

調 査 書

令和 年 月 日

(あて先) 学校教育課長

学校名

校長名

静岡市学生寮に入寮を希望する本校生徒について、次のとおり報告します。

生徒氏名		保護者氏名	
住 所			
校長意見 (集団生活に適しているかどうか、行動、性格等について率直な意見を記入願います。)			

誓 約 書

(あて先) 静岡市学生寮長

私は、静岡市学生寮で生活するに当たり、入寮生徒としての自覚を持ち、寮則を厳守することはもちろん、寮長、舎監など職員の指示に従い、健全な寮生活を送ることを誓約いたします。これに違反した場合、寮内外での非行があった場合は、寮生活を乱すものとして自主的に退寮いたします。

令和 年 月 日

入寮希望者 (署名) 住 所

氏 名

保 護 者 住 所

氏 名

保護者の代わりになる者 住 所

(市内在住者)

氏 名

電話番号

勤 務 先

勤務先URL

学生寮使用料減額・免除承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）静岡市長

申請者
住所

氏名

保護者
住所

氏名

減額
学生寮使用料 を受けたので、次のとおり申請します。
免除

減額・免除を受けよう
と
する理由及びその額

減額・免除を受けよう
とする期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

※受付 年月日	令和 年 月 日	※許可 年月日	令和 年 月 日	※許可番号	第 号
------------	----------	------------	----------	-------	-----

- （注）
- ※欄には記入しないこと。
 - 申請者氏名欄には、申請者が署名又は記名してください。
 - 保護者氏名欄には、保護者が署名又は記名してください。

学 生 寮 退 寮 願

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市教育長

住 所
申 出 者
氏 名

住 所
保 護 者
氏 名

学生寮を退寮したいので、次のとおり申し出ます。

申 出 者	住 所			
	(ふりがな)		性 別	男 ・ 女
	氏 名			
	生 年 月 日	平成 年 月 日		
	在 学 する 学 校 名	学 校	科	学 年 年
	所 在 地			
保 護 者	住 所			
	氏 名			
	申 出 者 と の 続 柄			
退 寮 の 理 由				
退 寮 年 月 日		令和 年 月 日		

静岡市教育委員会 教育局 学校教育課 教育課程係
〒424 - 8701 静岡市清水区旭町6番8号
TEL : 054 (354) 2521
FAX : 054 (354) 2481

静岡市学生寮
〒420 - 0876 静岡市葵区平和二丁目6番30号
TEL : 054 (252) 6366
FAX : 054 (252) 6366